

本庁及び支所の機能に関する調査特別委員会調査報告書

支所の統廃合については、２度にわたる合併の際に締結された合併協定において、いわゆる合併算定替えの段階的縮小が始まる平成２７年度をめどに「再度議論する」とされていることから、執行部では平成２５年度から支所の再編に関する検討を行っている。

本委員会は、平成２５年１２月２０日に本庁及び支所機能のあり方等に関する諸種調査を付託案件として設置され、今日まで先進地４市の視察と１６回にわたる委員会で協議を行い、主に今後も支所が担うべき機能に関して、執行部の支所再編案をもとに鋭意調査、研究を重ねてきた。

この協議の結論として、平成２８年４月１日に予定されている支所再編に当たり本委員会としてまとめた留意すべき点を、下記のとおり報告する。

記

１ 支所再編について

- (１) 市民に対して十分な周知広報を行い、支所再編の趣旨自体が広く浸透するよう努めること。
- (２) 組織体制の見直しにより支所窓口に混乱がないよう、庁舎内においては案内表示を工夫する等の対策を講じること。また、本庁と支所の連携を密にし、業務マニュアルの作成を行う等、再編に対する準備を十分に行うこと。
なお、本庁に集約した業務であっても可能な限り支所で受け付け、そうでないものについても本庁に丁寧かつ確実につなぐなど、市民の利便性の確保を図ること。特に障がい者や高齢者については、容易に本庁まで行けない場合もあるため、必要に応じて職員が直接その方の自宅に出向いたり、ＩＣＴを活用するなど、よりきめ細かな対応を行うこと。
- (３) 新しく採用するグループ制については、効率的な人員配置に留意し、業務の状況に応じてグループ間の人員調整を柔軟に行うなど、そのメリットを生かした運用に努めること。
- (４) 支所の配置職員数が現在の半分以下になることにより、特に再編当初においては窓口及び災害に関する業務の円滑な実施が危惧されることから、再編当初の職員数は、現在示されている人数にとらわれることなく、これらの業務に十分に対応し得る人数とし、適材適所な人員配置に努めること。

また、災害時の緊急かつ迅速な対応のため、支所には地元に通じた職員を適宜配置するなどにより、職員数の減少による影響を最小限にとどめること。

2 地域団体との関わりについて

地域団体は、まちづくり自治基本条例の理念を踏まえ、自立した運営への移行が求められている。しかし、支所が事務局的な機能を担ってきたこれまでの経緯から、支所職員数の減少により今後の運営を不安視していることも十分に理解できるため、これらの不安を払拭するために十分な支援を行っていくこと。

3 災害対応について

- (1) 特に支所の区域においては、「樋門・樋管操作」、「排水機場・排水ポンプ操作」、「土砂災害等の危険箇所巡視及び緊急対応」等地域の実情に応じた対応が必要であり、業務遂行マニュアルを作成したり、各関係者との連携等をこれまで以上に密にするなど十分な対策を講じ、支所再編により災害対応力が低下しないようにすること。また、支所の配置職員数の減少により災害対応に当たる職員の業務負担が大きくなることが懸念されるため、これらの職員の健康管理にはこれまで以上に留意すること。
- (2) 災害への対応として、本庁から支所への応援職員をあらかじめ支所ごとに指定しておく等、必要に応じて柔軟に対応できる体制を構築すること。

4 今後の本庁と支所について

合併算定替えの段階的縮小による地方交付税の減額のほか、少子高齢・人口減少社会の到来や市有施設の老朽化等に伴う保全費用の増加等により、今後も厳しい財政運営が予想される。その中で、本庁、支所とも限られた人材で効率的な業務運営に取り組むことは不可避であるため、適正な人員配置や業務分担、組織の改編などに継続的に取り組んでいくこと。

以上、報告します。

平成27年10月2日

本庁及び支所の機能に関する調査特別委員会
委員長 嘉 村 弘 和

佐賀市議会

議長 黒 田 利 人 様